

審査請求書

2022年7月18日

取手市長 藤井信吾殿

審査請求人

貴殿の情報部分開示決定に不服がありますので、下記の通り審査請求をします。

審査請求人	住所	取手市戸頭	郵便番号 302-0034
	氏名		電話番号
審査請求に係る処分 の内容	取手市長が2022年4月18日付取総発第73号「情報部分開示決定通知書」（以下「通知書」）で「請求に係る情報の名称、内容」のうち「1）政治団体『取手新時代をひらく会』への業者寄附をめぐって市民調査請求に基づき開かれた取手市政治倫理審査会の議事録」に関する情報部分開示決定		
審査請求に係る処分 があったことを知った日	2022年4月27日		
審査請求の趣旨	通知書記載の「開示することができない部分及び理由」のうち「1 開示することができない部分及び理由」に納得できないところがあるので、情報部分開示決定を見直すよう求めます。		
審査請求の理由	<p>① 通知書「1 開示することができない部分及び理由」で寄附者氏名を非開示扱いとする理由について「取手市情報公開条例第7条第1項第5号に該当する」と説明しています。しかし、政治資金規正法に基づき政治団体「取手新時代をひらく会」の政治資金収支報告書は茨城県選挙管理委員会がホームページ等で公開され、同報告書には寄附者氏名がその住所、職業、寄付額とともに明記されています。そもそも、これら寄附者情報が公表されているからこそ、市政治倫理条例に基づく「市民調査請求」が今回可能となったのです。法令に基づき公開されている寄附者情報を市において非開示とすることは不当です。</p> <p>② 通知書「1 開示することができない部分及び理由」で「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を非開示扱いとする理由について①と同様に条例第7条第1項第5号の条文内容の引用にとどまっています。公表すれば、どのような支障が市の事務事業に生じるのか、また似たようなケースで支障が生じた前例があるのか、具体的で説得力のある説明がありません。市長の政治的疑惑をめぐり調査報告書の決定手続きが妥当なのか検証すべく、「知る権利」や市情報公開条例に基づいて会議録の開示を求める取手市民に対し、このような木で鼻をくくったような条文引用だけの「理由付け」で非開示処分とするのは、情報公開制度を実質的に骨抜きにするものです。市は今後の情報不開示に当たって請求者に対して丁寧に説明すべきです。</p> <p>③ 「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を非開示</p>		

	扱いとする不当性や違法性をめぐっては、市側が今後作成する「弁明書」を踏まえて「反論書」を作成し提出します。
処分庁の教示の有無	有
教示の内容	<p>[審査請求に係る教示] この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>[処分の取消しの訴えに係る教示] この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。)に、取手市を被告として(訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。), 処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
その他関連事項	なし
添付書類	なし

以上